

11月・12月は税の滞納整理強化月間

滞納者には、差し押さえなどの滞納処分を実施!

税金は、公共サービス、公共事業の重要な財源です。税金を 滞納すると、これらのサービスや事業の実施に支障が生じるほ か、納税している方との公平性も欠きます。

市では、滞納者に対し差し押さえなどの滞納処分を実施しています。税金は、必ず納期限内に納めてください。病気や災害などやむを得ない理由で納税が困難になったときは、早めに相談してください。



総務部 管理納税課 995-1811



税は、行政サービスの財源の根幹

税金は、教育や福祉などの各種公共サービスの提供や公共施設の整備など、市民の皆さんが安心して暮らしていける環境づくりに使われます。平成25年度の市の歳入総額203億4,752万円のうち、市民税、固定資産税など市税は100億9,554万円で、約半分を占めています。税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、行政サービスに支障が生じます。また、期限内に税金を納付している多くの方々との公平性も欠きます。

市税の収入率は、96.5%

平成 25 年度分の市の課税した額は、全部で 100 億 6,625 万 5,000 円でした。そのうち収入したのは 99 億 7,080 万 7,000 円で収入率は、99.1%でした。平成 24 年度以前からの滞納分をあわせると、平成 25 年度 分の市の課税した額は、全部で 104 億 6,079 万 6,000 円、収入額は 100 億 9,553 万 8,000 円で収入率は、 96.5%でした。

【平成25年度市税(一般会計分)の収入状況】

(単位:千円)

	調定額	収入額	収入未済額
現年課税分	10,066,255	9,970,807	95,354
滞納繰越分	394,541	124,731	232,790
合 計	10,460,796	10,095,538	328,144

※市税(一般会計分)…市民税(個人・法人)、固定資産 税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税

税の滞納者には差し押さえなどの処分

税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく延滞金がかかります。また、事情なく納付しない滞納者に対しては、市では、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底して行っています。納期限までに納付されていない税金が少額でも、滞納処分の対

象となります。差し押さえの対象は、給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など多岐にわたります。差し押さえの処分をうけると、その対象となった預金の引き出し、不動産の売却などが困難になります。



25年度の滞納処分は602件

平成 25 年度に市が行った滞納処分は、602 件で、前年度の 337 件の 1.8 倍となりました。最も多かったのは、預貯金で 381 件でした。市では、ほかの納税者との公平性を保つため、滞納処分を行い収納率の向上につとめています。

財産項目	件数
不動産	4
給与·年金	15
預貯金	381
保険	164
そのほか	38
合計	602



困難案件は専門機関で処理 県と一体となった徴収対策

静岡地方税滞納整理機構は、地方税の徴収が難しい 滞納案件を、市町と県が連携して共同して専門的に処 理する機関です。弁護士と協力しながら、財産調査と 滞納処分を迅速、確実に行います。市でも、滞納額が 高額な案件や対応が困難なものなどの処理を、静岡地 方税滞納整理機構に移管し、成果を上げています。

納税に困ったら、早めに相談を!

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で市税の納付が困難な場合には、市役所1階管理納税課に早めにご相談ください。 電話での相談も受け付けています。毎月第1・3(水)は 夜間納税相談を実施しています。

《夜間納税相談》

と き/毎月第1・3(水) 17時15分~19時 ※11月25日火~28日金も実施します。

ところ/市役所1階管理納税課



口座振替で、期限内納付を確実に! コンビニなら24時間納付可能

税金の納付を忘れていて、督促状が届きあわてて納付したという事例がよくあります。あらかじめ口座振替の手続きをしておけば、各税金の納期限の日に指定の口座から自動的に引き落とされるため、税金の納め忘れの防止につながります。口座振替の手続きは、金融機関、市役所1階管理納税課で受け付けています。

また、納付額が30万円以内で納期限を過ぎていないものは、24時間365日、コンビニエンスストアで納付(コンビニ納付)することができます。昼間、金融機関での納付が困難な方は、コンビニ納付をご利用ください。

納税通知書の発送から滞納処分まで

納税通知書の発送

納税通知書と納付書を発送します。税金ごとに 発送日や納期限が異なります。



納税の督促・催告

納期限が過ぎても納付されない場合には、督促 状や催告書を発送します。督促状の発送から 10日が経過しても納付や連絡がない場合、差 し押さえの対象になります。



財産調査

滞納者が所有している財産を調査します。捜索 (滞納者の住居などで財産を発見するために行 う強制的な立ち入り) も行います。



財産の差し押さえ

給与、預金、生命保険、不動産などを差し押さ えます。



滞納している市税に充当

差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価(換金)します。換価して得た代金は、滞納している市税に充当します。

市では、税金の口座振替を 推進しています

